

公募型指名競争入札実施要領 新旧対照表

改正前	改正後
<p>この要領は、米子市が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事を<u>いう。以下同じ。</u>）について、公募型指名競争入札（<u>以下「公募型入札」という。</u>）の実施に係る手続に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>1 対象工事</p> <p><u>公募型入札の対象工事</u>は、予定価格が 1 億 5,000 万円以上の<u>建設工事</u>（緊急を要するものその他<u>公募型入札</u>により難いものを除く。）とする。ただし、次に掲げる<u>建設工事</u>については、予定価格が 1 億 5,000 万円を下回る場合であっても、<u>対象工事</u>とすることができる。</p> <p>(1) 他工事との調整が複雑な<u>建設工事</u></p> <p>(2) 高度な技術力を要する<u>建設工事</u></p> <p>(3) 工事量が大規模な<u>建設工事</u></p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、<u>建設業者指名審査委員会（</u> <u>以下「審査委員会」という。）が公募型入札</u> <u>によることが必要と認めた建設工事</u></p> <p>2 技術資料の収集</p> <p><u>米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱に基づき建設工事入札参加資格の</u></p>	<p>この要領は、米子市が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事を<u>いい、以下単に「工事」という。</u>）について、公募型指名競争入札<u>の実施に係る手続に関し必要な</u>事項を定めるものとする。</p> <p>1 対象工事</p> <p><u>公募型指名競争入札の対象とする工事</u>は、予定価格が 1 億 5,000 万円以上の<u>工事</u>（緊急を要するものその他<u>公募型指名競争入札</u>により難いものを除く。）とする。ただし、次に掲げる<u>工事</u>については、予定価格が 1 億 5,000 万円を下回る場合であっても、<u>公募型指名競争入札の対象</u>とすることができる。</p> <p>(1) 他工事との調整が複雑な<u>工事</u></p> <p>(2) 高度な技術力を要する<u>工事</u></p> <p>(3) 工事量が大規模な<u>工事</u></p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、<u>建設業者等指名審査委員会（米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱（平成 19 年 6 月 1 日施行）第 8 に定める建設業者等指名審査委員会をいい、以下「審査委員会」という。）が公募型指名競争入札（別図並びに別記様式第 1 号の 1、別記様式第 1 号の 2 及び別記様式第 6 号を除き、以下単に「入札」という。）によることが必要と認めた工事</u></p> <p>【削除】</p>

認定を受けている者のうち、技術資料の提出を求める対象者の範囲を決定した上で、4の技術資料の提出を求めるものとする。

3 技術資料の収集に係る公告

公募により4の技術資料を収集しようとする場合においては、次の表に掲げる事項を含む 公告を行うものとする。

公告事項	留意事項
1 工事の概要 (1) 工事名 (2) 工事場所 (3) 工事内容 (4) 工事規模、構造等 (5) 工期 (6) 予定価格 (7) 調査基準価格 _____ _____	① 工事内容については、工種、構造、規模等を記述すること。 ① 工事の施工に必要とされる技術的な能力又は要件を示す具体的な情報の記述に配慮すること。
2 <u>応募資格</u> に関する事項 <p style="text-align: center;">【新設】</p> (1) 等級・点数の条件	 <p style="text-align: center;">【新設】</p> ① 工事の規模、技術的特性等を勘案して、建設業者の施工能力及び工事の質を確保する

2 入札 _____ に係る公告

入札を行うときは、_____ 次の表に掲げる事項を記載した 公告を行うものとする。

公告事項	留意事項
1 工事の概要 (1) 工事名 (2) 工事場所 (3) 工事内容 (4) 工事規模、構造等 (5) 工期 (6) 予定価格 (7) 調査基準価格 <u>又は最低制限価格</u>	① 工事内容については、工種、構造、規模等を記述すること。 ① 工事の施工に必要とされる技術的な能力又は要件を示す具体的な情報の記述に配慮すること。
2 <u>入札参加資格</u> に関する事項 (1) <u>参加資格者の範囲</u> (2) 等級・点数の条件	 ① <u>米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱第2に定める有資格者とし、当該入札内容に応じて参加資格者の範囲を定めること。</u> ① 工事の規模、技術的特性等を勘案して、建設業者の施工能力及び工事の質を確保する

<p>(2) 営業所の所在地 _____</p> <p>(3) 同種工事の施工実績 _____</p> <p>(4) 資格・経験を有する技術者の配置</p>	<p>観点から必要なものに限ること。</p> <p>① 必要に応じて本店、支店等の<u>所在地要件</u>を設定すること。</p> <p>① 必要な程度を<u>超えて</u>厳しい条件を設定して競争参加者を限定する<u>ことのない</u>よう、技術的観点から真に必要なものに限ること。</p> <p>② 同種工事として認める工事の範囲の設定に当たり <u>施工上</u>の技術的特性を勘案した上で支障がないと認める場合には、類似の工法によるものを含めること、発注工事の規模よりも小規模なものを認めること等により、弾力的な運用を図ること。</p> <p>① 技術者の施工実績を条件とする場合は、技術的難易度の高い工事、困難な作業条件の下で施工する工事等の場合を除き、主任技術者、監理技術者等として<u>実績を積んだ時の役職による</u> _____ 限定を設けないこと。</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>(3) 営業所の所在地の<u>要件</u></p> <p>(4) 同種工事の施工実績 _____</p> <p>(5) 資格・経験を有する技術者の配置</p> <p>(6) <u>その他必要と認める事項</u></p>	<p>観点から必要なものに限ること。</p> <p>① 必要に応じて本店、支店等の<u>所在地の要件</u>を設定すること。</p> <p>① 必要な程度を<u>超える</u>厳しい条件を設定して競争参加者を限定する<u>ことがない</u>よう、技術的観点から真に必要なものに限ること。</p> <p>② 同種工事として認める工事の範囲の設定に当たり <u>施工上</u>の技術的特性を勘案した上で支障がないと認める場合には、類似の工法によるものを含めること、発注工事の規模よりも小規模なものを認めること等により、弾力的な運用を図ること。</p> <p>① 技術者の施工実績を条件とする場合は、技術的難易度の高い工事、困難な作業条件の下で施工する工事等の場合を除き、主任技術者、監理技術者等として<u>の実績による</u> <u>といった</u> _____ 限定を設けないこと。</p>
--	--	--	--

<p>3 <u>技術資料の作成及び提出</u></p> <p>(1) <u>技術資料作成要領の交付方法</u></p> <p>(2) <u>技術資料の提出方法</u></p> <p>(3) <u>技術資料の審査に関する事項</u></p>	<p>① <u>技術資料作成要領を希望者に交付すること。</u></p> <p>② <u>交付期間及び交付場所を明らかにすること。</u></p> <p>① <u>技術資料の提出期間、提出場所及び提出方法（原則として持参による。）を明記すること。</u></p> <p>① <u>提出された技術資料を基に審査し、指名する旨を明記すること。</u></p>	<p>3 <u>入札参加申込みに関する事項</u></p> <p>(1) <u>入札説明書の交付</u></p> <p>(2) <u>入札参加申込みの期限等</u></p> <p>(3) <u>入札日等に関する事項</u></p>	<p>① <u>交付場所及び交付期間を明示すること。</u></p> <p>【削除】</p> <p>① <u>申込期限、申込場所及び提出する技術資料について明示すること。</u></p> <p>① <u>入札日、入札場所、入札書の提出方法及び入札保証金について明示すること。</u></p>
<p>4 <u>その他必要と認める事項</u></p>	<p>(1) <u>関連情報を入手するための照会窓口、その他<u>実施上の留意事項</u>を明記すること。</u></p>	<p>4 <u>その他必要と認める事項</u></p>	<p>① <u>関連情報を入手するための照会窓口、その他<u>入札の実施に関して留意すべき事項</u>を明記すること。</u></p>

【改正前 5 の項から移動】

3 入札説明書

入札説明書には、次に掲げる事項を記載し、希望者に交付するものとする。

(1) 工事の概要

(2) 入札参加資格に関する事項

(3) 設計図書の販売並びに設計図書に対する質問及び回答に関する事項

(4) 入札参加申込み及び技術資料等に関する事項

(5) 入札に参加しようとする者の指名に関する事項

(6) 入札日、入札場所等に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、入札の実施に関して留意する事項

4 技術資料の内容

技術資料に記載する内容は、次に掲げるもののうちから、当該工事の特性に応じて定めるものとする。

記載事項	留意事項
<u>1 経営規模総括表</u>	① <u>経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書に基づき記載し、同通知書を添付するよう記述すること（共同企業体の場合は、入札参加資格確認書類で提出のため不要。）。</u>
<u>2 同種工事の施工実績</u>	<p>① 同種工事の判断基準（工種、諸元等）を明示した上で、おおむね過去 10 年間に完成した工事の<u>中から</u> 代表的なものを記載すべきことを記述すること。この場合、記載件数の上限（3 件まで等）を明示すること。</p> <p>② 類似工事の実績は、同種工事の実績が少ない場合にのみ記載するよう記述し、類似工事の判断基準（工種、諸元等）を明示すること。</p> <p>③ 施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、工期、請負金額、<u>工事概要及び技術的特性等</u>を必要に応じて記載するよう記述すること。</p> <p>④ <u>共同企業体</u>の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに</p>

4 技術資料の記載事項

技術資料に記載する事項は、次に掲げるもののうちから、当該工事の特性に応じて定めるものとする。

記載事項	留意事項
【削除】	【削除】
<u>1 同種工事の施工実績</u>	<p>① 同種工事の判断基準（工種、諸元等）を明示した上で、おおむね過去 10 年間に完成した工事の<u>うちから</u> 代表的なものを記載すべきことを記述すること。この場合、記載件数の上限（3 件まで等）を明示すること。</p> <p>② 類似工事の実績は、同種工事の実績が少ない場合にのみ記載するよう記述し、類似工事の判断基準（工種、諸元等）を明示すること。</p> <p>③ 施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、工期、請負金額、<u>工事概要等</u>を必要に応じて記載するよう記述すること。</p> <p>④ <u>特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）</u>の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに</p>

	<p>限る旨を明記すること。</p> <p>⑤ 確認書類として<u>契約書及び仕様書の写し</u> <u>(共同企業体による施工の場合はその協定書を含む。)</u>又は工事実績サービスに基づく工事カルテの登録実績の出力票等 _____ _____を添付するよう記述すること。</p>		<p>限る旨を明記すること。</p> <p>⑤ 確認書類として _____ _____工事実績サービスに基づく工事カルテの登録実績の出力票等 <u>(共同企業体による施工の場合はその協定書を含む。)</u>を添付するよう記述すること。</p>
<p><u>3</u> 配置予定技術者</p>	<p>① 技術資料の提出時に配置予定の技術者を特定することができない場合は、複数の候補者を記入することができることを明示すること。</p> <p>② 配置予定の技術者の工事経験については、同種工事等の判断基準及び記載件数の上限(2件まで等)を明示すること。</p> <p>③ <u>5か月以上</u>の継続雇用者に限る旨を明記すること。</p> <p>④ 確認書類として資格証の写し及び健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得認定通知書の写し等を添付するよう記述すること。</p>	<p><u>2</u> 配置予定技術者</p>	<p>① 技術資料の提出時に配置予定の技術者を特定することができない場合は、複数の候補者を記入することができることを明示すること。</p> <p>② 配置予定の技術者の工事経験については、同種工事等の判断基準及び記載件数の上限(2件まで等)を明示すること。</p> <p>③ <u>3か月以上</u>の継続雇用者に限る旨を明記すること。</p> <p>④ 確認書類として資格証の写し及び健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得認定通知書の写し等を添付するよう記述すること。</p>
<p><u>4</u> その他必要と認める事項</p>		<p><u>3</u> その他必要と認める事項</p>	

5 技術資料作成要領

技術資料作成要領には、次に掲げる事項を記載し、希望者に交付するものとする。

- (1) 4の技術資料の内容、記入要領及び提出方法に関する事項
- (2) 技術資料における評価項目及び評価の着目点に関する事項
- (3) 入札に参加しようとする者の指名に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、入札の実施に関して留意する事項

6 特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱い

(1) 応募資格

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の代表者以外の構成員に係る応募資格については、必要な施工能力を確保することができ、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる範囲で、代表者に係る条件に比べて低いものとすることができる。

(2) 同種工事の施工実績

共同企業体の代表者以外の構成員に係る施工実績に係る要件については、必要な施工能力を確保することができ、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる範囲で、代表者に係る施工実績 に比べて低いものとすることができる。

(3) 入札参加資格確認書

共同企業体に係る公募の場合は、次により、入札参加資格確認書を技術資料と同時に各1部提出させること 。

【改正後3の項へ移動】

5 共同企業体 に発注する場合の取扱い

(1) 入札参加資格

共同企業体 の代表者以外の構成員に係る入札参加資格については、必要な施工能力を確保することができ、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる範囲で、代表者に係る条件に比べて低いものとするすることができる。

(2) 同種工事の施工実績

共同企業体の代表者以外の構成員に係る施工実績に係る要件については、必要な施工能力を確保することができ、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる範囲で、代表者に係る施工実績に係る要件に比べて低いものとすることができる。

(3) 提出書類

次の書類 を技術資料と同時に各1部提出させるものとする。

提出書類	留意事項
1 <u>共同企業体入札参加資格確認書</u>	<u>・経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書に基づき記載し、同通知書を添付するよう記述すること。</u> ・印影の鮮明なものとする。
2 <u>共同企業体経営規模総括表</u>	
3 共同企業体協定書の副本	
4 誓約書	
【新設】	

提出書類	留意事項
【削除】	【削除】
【削除】	
1 共同企業体協定書の副本	・印影の鮮明なものとする。
2 誓約書	
3 <u>その他必要と認める書類</u>	

7 入札参加資格要件の決定等

公告内容及び技術資料_____（共同企業体に参加する入札にあつては、前項第3号の規定により提出された入札参加資格確認書を含む。以下同じ。）の内容_____については、当該工事の主管課が作成し、入札契約課と協議の上、審査委員会に諮り_____決定するものとする。

8 技術資料の審査及び指名業者の選定

- (1) 当該工事の主管課は、技術審査基準を別表1を参考に、提出された技術資料を評価の上、適宜審査表を作成し、審査委員会に諮るものとする。
- (2) 審査委員会は、審査表及び提出資料について総合的に審査し、指名業者を決定するものとする。
- (3) 入札参加資格の確認については、入札参加資格審査申請書及び技術資料により行うものとする。
- (4) 公募により広く入札参加希望者を募る入札方法であることから、不必要に厳格な絞込みは行わないものとする。
- (5) 技術資料を提出する者が1社のみの場合、当該入札は中止するものとする。

6 入札参加資格要件の決定等

公告事項及び技術資料の記載事項（共同企業体に参加する入札にあつては、前項第3号の規定により提出させる書類_____を含む。以下同じ。）の内容の案については、当該工事の主管課が作成し、入札契約課と協議の上、審査委員会に諮ってこれらの内容を決定するものとする。

7 技術資料の審査及び指名業者の選定

- (1) 当該工事の主管課は、_____提出された技術資料に基づき_____適宜審査表を作成し、審査委員会に諮るものとする。
- (2) 審査委員会は、審査表及び提出資料について総合的に審査し、指名業者を決定するものとする。
- (3) 入札参加資格の確認については、入札参加申込書_____及び技術資料により行うものとする。
- (4) 公募により広く入札参加希望者を募る入札方法であることから、不必要に厳格な絞り込みは行わないものとする。
- (5) 入札に参加する者_____が1社のみの場合、当該入札は中止するものとする。

る。【ただし書新設】

9 不指名

次に掲げる者は、指名業者に選定しない。

- (1) 応募資格を満たしていない者
- (2) 市が発注した工事の施工が遅れている者
- (3) 経営内容が著しく不健全であると認められる者
- (4) 賃金の支払等労働福祉の状況が著しく不健全と認められる者
- (5) _____ 審査委員会が公共工事の受注者としてふさわしくない状況にあると認めた者

10 非指名通知等

- (1) 技術資料を提出した者のうち当該工事について指名をしなかったものに対して、指名をしなかった旨及びその理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知するものとする。
- (2) 前号の通知を受けた者は、通知の日の翌日から起算して3日（米子市の休日を定める条例（平成17年米子市条例第4号）第1条）に規定する米子市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、市長に対して書面により非指名理由についての説明を求められるものとする。
- (3) 市長は、非指名理由についての説明を求められたときは、当該説明を求められることができる期限の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。この場合においては、技術資料作成要領に定める評価の着目点に基づいて説明することとし、他社と比較して劣っている事項を明記す

る。ただし、入札書の提出を郵便により行わせる場合にあつては、この限りでない。

8 不指名

次に掲げる者は、指名業者に選定しない。

- (1) 入札参加資格を満たしていない者
- (2) 市が発注した工事の施工が遅れている者
- (3) 経営内容が著しく不健全であると認められる者
- (4) 賃金の支払等労働福祉の状況が著しく不健全と認められる者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、審査委員会が公共工事の受注者としてふさわしくない状況にあると認めた者

9 非指名通知等

- (1) 入札参加申込みをした者のうち当該工事について指名をしなかったものに対して、指名をしなかった旨及びその理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知するものとする。
- (2) 前号の通知を受けた者は、通知の日の翌日から起算して3日（米子市の休日を定める条例（平成17年米子市条例第4号）第2条第1項）に規定する米子市の休日（次号及び別図において「休日」という。）を除く。）以内に、市長に対して書面により非指名理由についての説明を求められるものとする。
- (3) 市長は、非指名理由についての説明を求められたときは、当該説明を求められることができる期限の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。 _____

るものとする。

11 現場説明会

公募型入札に係る現場説明会は、原則として行わず、質問書及び回答書により
行うものとする。

12 入札書の提出方法

持参又は郵便による入札とし、その旨を明記するものとする。

13 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際しては、入札参加者に当該入札金額に対応した
工事費内訳書の提出を求めるものとし、技術資料作成要領及び指名通知書にその
旨記載するものとする。

14 実施上の注意事項

(1) 事務処理の日数は、別表2に示す日数を標準とする。

(2) 技術資料が提出されたことをもって、提出者に入札参加意欲があるものとみなす。

(3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料その他の提出書類は、返却しないものとする。

(5) 技術資料は、提出者に無断で使用しないものとする。

(6) 第2号から前号までに掲げる事項については、技術資料作成要領において明示する。

(7) 誤記等の訂正のための資料の差替えは、審査委員会の判断による。

10 現場説明会

現場説明会は、原則として行わず、質問書の提出を受け、これに書面により回答することをもって現場の説明に代えるものとする。

11 入札書の提出方法

持参又は郵便による入札とし、その旨を第3項の公告に明示するものとする。

12 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際しては、入札に参加する者に対し、当該入札金額に対応した
工事費内訳書の提出を求めるものとし、入札説明書及び指名通知書にその
旨を記載するものとする。

13 実施上の注意事項

(1) 事務処理に要する日数は、別図に示す日数を標準とする。

【削除】

(2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 技術資料その他の提出書類は、返却しないものとする。

(4) 技術資料は、提出者に無断で他の目的のために使用しないものとする。

(5) 前2号に掲げる事項については、入札説明書において明示するものとする。

(6) 誤記等の訂正のための資料の差し替えは、審査委員会の判断による。

<p><u>(8) 技術資料を提出した業者名は、公表しない。</u></p> <p><u>15 提出書類等の様式</u></p> <p><u>(1) 公募型指名競争入札技術資料 様式第1号</u> 【新設】</p> <p><u>(2) 経営規模総括表 様式第2号(その1)</u></p> <p><u>(3) 共同企業体経営規模総括表 様式第2号(その2)</u></p> <p><u>(4) 同種工事の施工実績調書 様式第3号</u> 【新設】</p> <p><u>(5) 配置予定技術者の資格及び工事経験 様式第4号</u> 【新設】</p> <p><u>(6) 共同企業体入札参加資格確認書 様式第5号</u></p> <p><u>(7) 誓約書 様式第6号</u> 【新設】</p> <p><u>(8) 非指名通知書 様式第7号</u></p> <p><u>16 その他</u></p> <p>(1) 本要領は、<u>建設工事</u>に係る業務委託の<u>取扱いについて、対象となる予定価格を5,000万円以上と読み替えて</u>準用する。</p> <p>(2) その他<u>公募型入札</u>の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p><u>17 施行期日</u></p> <p><u>この要領は、平成18年1月5日から施行する。</u></p>	<p>【削除】</p> <p><u>14 提出書類等の様式</u></p> <p><u>(1) 入札参加申込書(単独用) 別記様式第1号の1</u></p> <p><u>(2) 入札参加申込書(共同企業体用) 別記様式第1号の2</u> 【削除】</p> <p>【削除】</p> <p><u>(3) 工事実績調書(単独用) 別記様式第2号の1</u></p> <p><u>(4) 工事実績調書(共同企業体用) 別記様式第2号の2</u></p> <p><u>(5) 配置予定技術者調書(単独用) 別記様式第3号の1</u></p> <p><u>(6) 配置予定技術者調書(共同企業体用) 様式第3号の2</u> 【削除】</p> <p><u>(7) 誓約書 別記様式第4号</u></p> <p><u>(8) 設計図書等に対する質問書 別記様式第5号</u></p> <p><u>(9) 非指名通知書 別記様式第6号</u></p> <p><u>15 その他</u></p> <p>(1) 本要領は、<u>工事</u>に係る業務委託の<u>入札について</u>準用する。</p> <p>(2) その他<u>入札</u>の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>【削除】</p>
---	---

別表 1

技術審査基準

評価項目	評価の着目点	評価区分				
		5	4	3	2	1
①同種工事の施工実績	施工実績の規模及び内容	施工実績が一定規模以上かつ豊富である	施工実績が一定規模以上又は豊富である	施工実績が普通である	施工実績が少ない	施工実績なし
	施工実績の事業主体	国、県等の施工実績がある	市町村の施工実績がある	民間工事の施工実績がある	—	施工実績なし
	施工条件（地形、地質、安全、仮設等）	条件が類似している	条件が一応類似している	条件が類似していない	—	—
	技術的特記事項	取り組みが積極的に創意工夫が見られる	取り組みに一定の創意工夫が見られる	取り組みが普通である	取り組みをしているものの消極的である	取り組みが見られない、記述がない
②配置予定技術者	施工実績の規模及び内容	技術者の経験が一定規模以上かつ豊富である	技術者の経験が一定規模以上又は豊富である	技術者の経験が普通である	技術者の経験が少ない	技術者の経験がない
	施工実績の事業主体	国、県等の施工実績がある	市町村の施工実績がある	民間工事の施工実績がある	—	施工実績なし
③その他	<ul style="list-style-type: none"> ・技術者の保有状況 ・営業年数 ・経営事項審査総合評定値 ・優良建設工事施工者表彰等 	施工内容等を勘案し、適宜評価を行う				

(評価の留意点)

- 1 評価区分の1が一つ以上あれば非指名とする。
- 2 評価区分の総点数により順位付けの評価を行い、同点の場合は、評価区分の5の評価数で順位を決定する。
- 3 その他の評価項目については、施工内容等を勘案し評価を行う。

(別図・別記様式は省略)

(削除)

別表 2

公募型指名競争入札標準事務処理フロー

7 日 ～ 14 日	※技術資料の提出に係る掲示（告示）	※技術資料提出業者 ①同種工事の施工実績 ②配置予定技術者（主任技術者、監理技術者等）の資格、工事経験、継続雇用 ③技術者の保有状況 ④優良建設工事施工者表彰等 ⑤JVに係る入札参加資格確認書類
	※技術資料作成要領の交付	
	※技術資料の受付	
	※技術資料の提出期限	
10 日	※建設業者指名審査委員会 ①技術資料の審査 ②指名業者の選定	※建設業者指名審査委員会 ①技術資料の評価 ②審査表（案）の作成
	※指名及び非指名の通知（閲覧開始）	
10 日	※非指名理由の説明要求	
	※非指名理由の説明要求に対する回答	
	※入札の実施	

注) 上記日数は標準的であり、休日を含まない。

様式第 1 号

公募型指名競争入札技術資料

工事名 _____

平成 年 月 日

米子市長 様

(住所、名称及び代表者)

㊟

連絡先：電話番号 _____

: FAX番号 _____

別図

公募型指名競争入札標準事務処理フロー

※公募型入札に係る公告

※入札説明書の交付

※入札参加申込みの受付期限

※審査委員会

- ① 技術資料の審査
- ② 指名業者の選定

※指名及び非指名の通知

※非指名理由の説明要求

※非指名理由の説明要求に対する回答

※入札の実施

10日
～
14日

2日
～
5日

10日

注) 上記日数は標準的であり、休日を含まない。

(削除)

(新規)

様式第1号-1

【単独】

入札参加申込書

年 月 日

米子市長

様

工事名 _____

上記工事の公募型指名競争入札に参加を申し込みます。

(会社の住所、名称及び代表者名)

印

連絡先：担 当 者 _____
：電 話 番 号 _____
：ファクシミリ番号 _____

様式第2号(その1)

【単独】

経営規模総括表

会社名		
完成工事高合計 (審査対象営業年度)		千円
当該建設工事に係る完成工事高 (審査対象営業年度)		千円
自己資本額		千円
建設業従事職員数		人
当該建設工事に係る総合評定値		点
技術職員数	一級	人
	二級	人
	その他	人
営業年数		年

注) 各項目の数値は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の各数値と一致させること。

(新規)

様式第1号-2

【共同企業体】

入札参加申込書

年 月 日

米子市長

様

工事名

上記工事の公募型指名競争入札に参加を申し込みます。

(共同企業体の住所、名称及び代表者名)

㊞

(構成員の住所、名称及び代表者名)

㊞

(構成員の住所、名称及び代表者名)

㊞

(構成員の住所、名称及び代表者名)

㊞

連絡先 : 担当者
 : 電話番号
 : ファクシミリ番号

様式第2号(その2)

【共同企業体】

共同企業体経営規模総括表

(削除)

会社名			
完成工事高合計 (審査対象営業年度)	千円	千円	千円
当該建設工事に係る完成工事高 (審査対象営業年度)	千円	千円	千円
自己資本額	千円	千円	千円
建設業従事職員数	人	人	人
当該建設工事に係る総合評定値	点	点	点
技術職員数	一級	人	人
	二級	人	人
	その他	人	人
営業年数	年	年	年

注) 各項目の数値は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の各数値と一致させること。

同種工事の施工実績調書

会社名				
工事名等	工 事 名			
	発 注 機 関 名			
	施 工 場 所			
	請負金額(最終)	千円	千円	
	工 期			
	受 注 形 態	(%)	(%)	(%)
工事概要及び数量				
技術的特記事項				

注 1) 国、県等の施工実績及び鳥取県内での施工実績を優先し記入すること。
 注 2) 発注機関名は、米子市、鳥取県〇〇地方県土整備局、中国地方整備局〇〇工事事務所等と具体的に記入すること。
 注 3) 請負金額は、千円単位とし、百円単位を四捨五入して記入すること。
 注 4) 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。また、共同企業体の場合は、当該工事の出資比率を（ % ）内に記入すること。
 注 5) 工事概要及び数量は、構造及び基礎の形式、規模、寸法、概略数量等について記入すること。
注 6) 技術的特記事項は、地質・地形に係る条件（軟弱地盤、湧水、断層等）、仮設備工法、施工工法、環境対策、安全対策、その他技術的特徴（施工に当たり工夫又は苦心した点等）を必ず記入すること。
 注 7) 当該工事の確認書類として契約書及び仕様書の写し（共同企業体による施工の場合はその協定書を含む。）又は工事実績サービスに基づく工事カルテの登録実績の出力票等を添付すること。

同種工事の施工実績調書

会社名				
工事名等	工 事 名			
	発 注 機 関 名			
	施 工 場 所			
	請負金額(最終)	千円	千円	
	工 期			
	受 注 形 態	(%)	(%)	(%)
工事概要及び数量				
技術的特記事項				

注 1) 国、県等の施工実績及び鳥取県内での施工実績を優先し記入すること。
 注 2) 発注機関名は、米子市、鳥取県〇〇地方県土整備局、中国地方整備局〇〇工事事務所等と具体的に記入すること。
 注 3) 請負金額は、千円単位とし、百円単位を四捨五入して記入すること。
 注 4) 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。また、共同企業体の場合は、当該工事の出資比率を（ % ）内に記入すること。
 注 5) 工事概要及び数量は、構造及び基礎の形式、規模、寸法、概略数量等について記入すること。
注 6) 技術的特記事項は、地質・地形に係る条件（軟弱地盤、湧水、断層等）、仮設備工法、施工工法、環境対策、安全対策、その他技術的特徴（施工に当たり工夫又は苦心した点等）を必ず記入すること。
 注 7) 当該工事の確認書類として契約書及び仕様書の写し（共同企業体による施工の場合はその協定書を含む。）又は工事実績サービスに基づく工事カルテの登録実績の出力票等を添付すること。

同種工事の施工実績調書

会社名				
工事名等	工 事 名			
	発 注 機 関 名			
	施 工 場 所			
	請負金額(最終)			千円
	工 期			
	受 注 形 態			(%)
	工事概要及び数量			

<記載要領>

- 1 入札参加資格者条件となっている工事实績を記入すること。その際に、国、県等の施工実績及び鳥取県内での施工実績を優先し記入すること。
- 2 発注機関名は、米子市、鳥取県〇〇地方県土整備局、中国地方整備局〇〇工事事務所等と具体的に記入すること。
- 3 請負金額は、千円単位とし、百円単位を四捨五入して記入すること。
- 4 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。また、共同企業体の場合は、当該工事の出資比率を（ % ）内に記入すること。
- 5 工事概要及び数量は、構造及び基礎の形式、規模、寸法、概略数量等について記入すること。
- 6 当該工事の確認書類として、工事実績サービスに基づく工事カルテの登録実績の出力票等 （共同企業体による施工の場合はその協定書を含む。） を添付すること。
- 7 記載を要しない欄には、斜線を引くこと。

配置予定技術者の資格及び工事経験

配置予定技術者の氏名		
法令による資格・免許 (取得年月日及び登録番号)	()	()
工 事 名		
発 注 機 関 名		
施 工 場 所		
請負金額(最終)		
工 期		
従 事 役 職		
工 事 概 要		

注1) 記入する工事については、様式第2号に準じて記入すること。
 注2) 法令による資格・免許は、1・2級施工管理技士等の国家資格及び監理技術者証の交付を受け国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したしたものについて記入し、資格証の写しを添付すること。
 注3) 工事概要は、工事の概要、構造及び基礎の形式、概略数量、施工条件等について記入すること。
 注4) 従事役職は、監理技術者、主任技術者、現場代理人等の当該工事で従事した役職を記入すること。
 注5) 配置予定技術者は、5か月以上の継続雇用者であること。継続雇用者であることが確認できる書類(健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得認定通知書の写し等)を添付

同種工事の施工実績調書

会社名				
工事名等	工 事 名			
	発 注 機 関 名			
	施 工 場 所			
	請負金額(最終)	千円	千円	千円
	工 期			
	受 注 形 態	(%)	(%)	(%)
	工事概要及び数量			

<記載要領>

- 共同企業体としての入札参加資格者条件となっている工事実績を記入すること。その際に、国、県等の施工実績及び鳥取県内での施工実績を優先し記入すること。
- 発注機関名は、米子市、鳥取県〇〇地方県土整備局、中国地方整備局〇〇工事事務所等と具体的に記入すること。
- 請負金額は、千円単位とし、百円単位を四捨五入して記入すること。
- 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。また、共同企業体の場合は、当該工事の出資比率を(%)内に記入すること。
- 工事概要及び数量は、構造及び基礎の形式、規模、寸法、概略数量等について記入すること。
- 当該工事の確認書類として、工事実績サービスに基づく工事カルテの登録実績の出力票等(共同企業体による施工の場合はその協定書を含む。)を添付すること。
- 記載を要しない欄には、斜線を引くこと。

配置予定技術者の資格及び工事経験

会社名		
配置予定技術者の氏名		
法令による資格・免許 (取得年月日及び登録番号)	()	()
工事名		
発注機関名		
施工場所		
請負金額(最終)		
工期		
従事役職		
工事概要		

- 注1) 記入する工事については、様式第2号に準じて記入すること。
 注2) 法令による資格・免許は、1・2級施工管理技士等の国家資格及び監理技術者証の交付を受け国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものについて記入し、資格証の写しを添付すること。
 注3) 工事概要は、工事の概要、構造及び基礎の形式、概略数量、施工条件等について記入すること。
 注4) 従事役職は、監理技術者、主任技術者、現場代理人等の当該工事で従事した役職を記入すること。
 注5) 配置予定技術者は、5か月以上の継続雇用者であること。継続雇用者であることが確認できる書類(健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得認定通知書の写し等)を添付すること

配置予定技術者調書

会社名		
配置予定技術者の氏名		
法令による資格・免許 (取得年月日及び登録番号)	()	
入札参加資格要件に定める工事実績	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	請負金額(最終)	千円
	工期	
	従事役職	
	工事概要	

<記載要領>

- 1 配置予定技術者を記載すること。なお、配置予定技術者は、2人まで記載することができる。
- 2 記入する工事については、様式第2号に準じて記入すること。
- 3 法令による資格・免許は、監理技術者証の交付を受け国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものについて記入し、資格証の写しを添付すること。
- 4 工事概要は、工事の概要、構造及び基礎の形式、概略数量、施工条件等について記入すること。
- 5 配置予定技術者は、3か月以上の継続雇用者であること。継続雇用者であることが確認できる書類(健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得認定通知書の写し等)を添付すること
- 6 当該工事の確認書類として工事実績サービスに基づく工事カルテの登録実績の出力票等(共同企業体による施工の場合はその協定書を含む。)を添付すること。
- 7 指名通知後の配置技術者の変更は、原則として認めない。
- 8 記載を要しない欄には、斜線を引くこと。

様式第 5 号

共同企業体入札参加資格確認書

工事名

(共同企業体名称及び代表者)

印

(構成員の住所及び名称)

印

(構成員の住所及び名称)

印

(構成員の住所及び名称)

印

商号又は名称			
建設業許可番号			
許可年月日			
営業の種目			

様式第 3 号 - 2

【共同企業体】

配置予定技術者調書

会社名				
配置予定技術者の氏名				
法令による資格・免許 (取得年月日及び登録番号)	()	()	()	
入札参加資格要件に定める工事実績	工事名			
	発注機関名			
	施工場所			
	請負金額 (最終)	千円	千円	千円
	工期			
	従事役職			
工事概要				

<記載要領>

- 1 構成員ごとに配置予定技術者を記載すること。その内の 1 名以上は、共同企業体としての入札参加資格者条件となっている工事実績も併せて記入すること。なお、配置予定技術者は、各構成員においてそれぞれ 2 人まで記載することができる。
- 2 記入する工事については、様式第 2 号に準じて記入すること。
- 3 法令による資格・免許は、監理技術者証の交付を受け国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものについて記入し、資格証の写しを添付すること。
- 4 工事概要は、工事の概要、構造及び基礎の形式、概略数量、施工条件等について記入すること。
- 5 配置予定技術者は、3 か月以上の継続雇用者であること。継続雇用者であることが確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得認定通知書の写し等）を添付すること
- 6 当該工事の確認書類として工事実績サービスに基づく工事カルテの登録実績の出力票等（共同企業体による施工の場合はその協定書を含む。）を添付すること。
- 7 指名通知後の配置技術者の変更は、原則として認めない。
- 8 記載を要しない欄には、斜線を引くこと。

(削除)

(新規)

様式第 5 号

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 米子市発注に係る〇〇〇〇〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び附帯工事を含む。以下単に「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、〇〇〇〇〇〇工事〇〇〇・〇〇〇・〇〇〇特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、平成〇年〇月〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 3 か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地
商号又は名称 〇〇〇〇〇会社

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地
商号又は名称 〇〇〇〇〇会社

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地
商号又は名称 〇〇〇〇〇会社

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、〇〇〇〇〇〇会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分代金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらない

	<p>ものとする。</p> <p>○○○○○会社 ○○%</p> <p>○○○○○会社 ○○%</p> <p>○○○○○会社 ○○%</p> <p>2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。</p> <p>(構成員の責任)</p> <p>第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。</p> <p>(取引金融機関)</p> <p>第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引をするものとする。</p> <p>(決算)</p> <p>第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度、当該工事について決算するものとする。</p> <p>(利益金の配当の割合)</p> <p>第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。</p> <p>(欠損金の負担の割合)</p> <p>第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。</p> <p>(権利義務の譲渡の制限)</p> <p>第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。</p> <p>(工事途中における構成員の脱退に対する措置)</p> <p>第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは、脱退することができない。</p> <p>2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が建設工事を完成する。</p> <p>3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。</p>
--	--

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は、行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により、残存構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

様式第6号

誓 約 書

米子市との間に_____工事の
請負契約を締結したときは構成員が連帯して施工にあたりるとともに建設業
法を遵守することを誓約します。

年 月 日

(共同企業体名称及び代表者)

㊟

(構成員の住所及び名称)

㊟

(構成員の住所及び名称)

㊟

(構成員の住所及び名称)

㊟

上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの
協定書3通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

〇年〇月〇日

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

商号又は名称 〇〇〇〇〇〇会社

代表者氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

商号又は名称 〇〇〇〇〇〇会社

代表者氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

商号又は名称 〇〇〇〇〇〇会社

代表者氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

様式第 4 号

誓 約 書

米子市との間に _____ 工事の
請負契約を締結したときは構成員が連帯して施工にあたりるとともに建設業
法を遵守することを誓約します。

年 月 日

(共同企業体名称及び代表者)

印

(構成員の住所及び名称)

印

(構成員の住所及び名称)

印

(構成員の住所及び名称)

印

様式第7号

非指名通知書

年 月 日

(住 所)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

米子市長
(公印省略)

先に公募型指名競争入札に係る技術資料を作成、提出していただいた件について、下記のとおり非指名と決定しましたので通知します。

記

公告年月日	
工 事 名	
非指名理由	

※ 非指名となった者は、非指名理由の説明を求められます。

この場合は、非指名通知の日の翌日から起算して3日（米子市の休日を定める条例（平成17年米子市条例第4号）第1条に規定する米子市の休日を除く。）以内に、担当課へその旨を記載した書面を提出してください。

担当課 入札契約課
0859-23-5394

(新規)

様式第6号

設計図書等に対する質問書

年 月 日

米子市長

様

住 所

商号及び名称

代表者職氏名 _____ 印

担 当 者 名 _____

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

このことについて、次のとおり質問します。

工 事 名 _____

番号	質問内容	設計図書等の該当

(送信票は必要ありません。この質問書のみFAXしてください。)

様式第7号

非指名通知書

年 月 日

(住 所)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

米子市長
(公印省略)

先に公募型指名競争入札に係る参加申込みをいただいた件について、
下記のとおり非指名と決定しましたので通知します。

記

公告年月日	
工 事 名	
非指名理由	

※ 非指名となった者は、非指名理由の説明を求められます。

この場合は、非指名通知の日の翌日から起算して3日（米子市の休日を定める条例（平成17年米子市条例第4号）第1条に規定する米子市の休日を除く。）以内に、担当課へその旨を記載した書面を提出してください。

担当課 入札契約課

0859-23-5364

